

津市有害鳥獣防護柵設置事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 29 日訓第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣による農作物の被害を未然に防止するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第 2 条 補助金の名称、交付目的及び交付の対象となる者は、別表のとおりとする。

(交付対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に掲げる土地（以下「交付対象土地」という。）に設置する防護柵（電気柵、金網、網、トタン柵等をいう。以下同じ。）に係る原材料費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 農産物鳥獣害対策事業補助金 交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額（当該額が 100 万円を超えるときは、100 万円）
- (2) 小規模農地鳥獣害防止事業補助金 交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額（当該額が 8 万円を超えるときは、8 万円）

2 前項各号の規定により算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、毎年 2 月末日とする。

(添付書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 防護柵設置前の現況写真
- (2) 防護柵の設置に要する原材料費の見積書の写し
- (3) 事業を実施する場所の分かる位置図
- (4) 同意書（別記様式）（土地所有者以外の者が申請する場合に限る。）

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第6条第1項又は第2項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 防護柵設置後の現況写真
- (2) 防護柵の設置に要した原材料費の領収書の写し
- (3) 事業を実施した場所の分かる位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象となる者	交付対象土地	備考
1 農産物鳥獣害対策事業補助金	農業振興地域に存する優良な農地における野生鳥獣による農産物被害を未然に防止し、安定した農業生産を図る。	本市の区域内に存する自治会又は農業者団体、本市の区域内に住所を有する農業従事者その他市長が適当と認める者	本市の区域内の農業振興地域に存する現況が農地である土地（当該土地と隣接し、一体利用されていると認められる土地を含む。）	1 受益戸数が2戸以上であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 2 受益面積が0.5ヘクタール（中山間地域にあつては0.3ヘクタール）以上であること。
2 小規模農地鳥獣害防止事業補助金	小規模農地における野生鳥獣による農産物被害を未然に防止し、耕作する農業従事者等の生産意欲の向上及び農業振興を図る。	本市の区域内に住所を有する農業従事者その他市長が適当と認める者	本市の区域内に存する現況が耕作可能な農地である土地	水稻、麦、大豆等を耕作する農地に設置する場合において、当該農地が他の農地と連担しており、一体的に防護することで効果が発揮されると認められるときは、受益戸数が2戸以上であること。

別記様式（第 6 条関係）

同 意 書

（宛先）津市長

住所

氏名

㊞

私は、上記の者が私の所有する土地に防護柵を設置すること及び
津市有害鳥獣防護柵設置事業補助金交付要綱に係る必要な手続を行うこ
とに同意します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

㊞